平成２２年（フ）第１５０号
宮城県刈田郡蔵王町大字円田字中田１番地１203号
債務者　東　　光男
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第４７０号
秋田市楢山川口境20番２―502号
債務者　川越　直子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４７９号
秋田県南秋田郡八郎潟町字一日市321番地６
債務者　畠山　建一
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７１号
福島市大森字島ノ内65番地の４
債務者　安藤真由美
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２７９号
福島市永井川字松木下64番地の６
債務者　丸島　利依
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２８７号
福島市岡部字大旦61番地の５　ガーデンパレス岡部108号
債務者　佐藤　嘉浩
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２９１号
福島市田中島22番地の１
債務者　佐藤ナツイ
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１１９号
群馬県桐生市広沢町６丁目1103番地の５
債務者　毒島　和子（旧姓宮田）
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第２３２号
福井県鯖江市東鯖江２丁目６番21号
債務者　山田　弘樹
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０６号
福井市有楽町３番２号　メゾンライラック802、旧住所福井県越前市大虫町第４号７番地８
債務者　松原　義明
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５３号
福井県吉田郡永平寺町谷口第18号74番地
債務者　和田　国雄
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６７号
福井県坂井市三国町緑ヶ丘３丁目７番１号
債務者　定永キミ子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６９号
福井県鯖江市御幸町３丁目７番27号　市住.402
債務者　森国　浩子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２７号
山梨県韮崎市藤井町北下條120番地１　市営北下條住宅Ｂ棟11号
債務者　水石　清美
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２９号
山梨県中央市西花輪2734番地16
債務者　一之瀬丸巳
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４０号
山梨県南アルプス市飯野3566番地　サワノボリアパート１号
債務者　鈴木　　豊
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５７号
長野県松本市両島６番16号、前住所長野県北安曇郡松川村5721番地506
債務者　太田　敏子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
長野地方裁判所松本支部